

平成21年度第2回評議員会議事録

日 時 平成22年3月24日(水) 14:00～

場 所 本会地下講堂

出席者 山本(陸上競技)、青木(水泳)、林(スキー)、飯田(テニス)、浅見(ボート)、寺崎(ボクシング)、萩原(バレーボール)、木内(バスケットボール)、大島(レスリング)、市原(ハンドボール)、笠井(ソフトテニス)、前原(卓球)、渡邊(軟式野球)、田中(相撲)、山内(馬術)、入角(ソフトボール)、関根(パドミントン)、来栖(ライフル射撃)、真下(ラグビーフットボール)、藤田(カヌー)、島田(アーチェリー)、栗原(空手道)、君塚(アイスホッケー)、川井(銃剣道)、高波(ボブスレー・リュージュ)、後(野球)、東(綱引)、萩原(少林寺拳法)、遠藤(ゲートボール)、宮本(パワーリフティング)、園山(グラウンド・ゴルフ)、片桐(トライアスロン)、衣笠(バウンドテニス)、勇崎(北海道)、佐々木(岩手)、佐藤(宮城)、鈴木(秋田)、佐藤(山形)、柳田(茨城)、野田(群馬)、三戸(埼玉)、中野(東京)、石原(神奈川)、中沖(富山)、柱山(石川)、山梨(静岡)、臼井(愛知)、田中(三重)、石樽(岐阜)、橋本(滋賀)、橋詰(京都)、吉井(兵庫)、田淵(鳥取)、安井(島根)、松井(岡山)、佐竹(山口)、五ノ坪(香川)、中山(徳島)、松永(福岡)、高谷(長崎)、渚(大分)、末永(鹿児島)、富田(沖縄)、吉田(障害者スポーツ)、三辻(中体連)、黒川(スポーツ芸術)、高橋(女子体連)、三田(学経)、帖佐(学経)、小野(学経)の各評議員

(代理出席) 坂野(近代五種・バイアスロン・木本)、大野(千葉・荒川)の各団体役員

(委任) 田嶋(サッカー)、永井(ホッケー)、二木(体操)、堀内(スケート)、前田(セーリング)、岡本(ウェイトリフティング)、鈴木(自転車)、山本(フェンシング)、小野沢(柔道)、鈴木(弓道)、福本(剣道)、田中(山岳)、渡辺(クレール射撃)、小澤(なぎなた)、相澤(ボウリング)、村岡(武術太極拳)、竹田(ゴルフ)、齋藤(カーリング)、村越(オリエンテーリング)、永田(トランポリン)、

島貫(エアロビック)、蝦名(青森)、国井(福島)、安納(栃木)、望月(山梨)、棚橋(新潟)、島田(長野)、丹羽(福井)、林田(大阪)、松本(奈良)、日比野(和歌山)、久保田(広島)、大亀(愛媛)、刈谷(高知)、杉町(佐賀)、坂梨(熊本)、坂口(宮崎)、梅村(学経)、日枝(学経)、福山(学経)、日比野(学経)、松本(学経)、下重(学経)の各評議員 以上議長に委任

(理事) 森会長、佐治副会長、森副会長、監物副会長、岡崎専務理事、泉常務理事、尾崎常務理事、岩名、小林、斉藤、坂本、相良、篠宮、竹田、田中、常山、福島、不老、松田、山本、渡邊の各理事

(監事) 片岡監事、中村監事

評議員総数 115 名、うち出席 70 名、代理出席 2 名、委任 43 名、計 115 名で寄附行為第 32 条により評議員会成立。

森会長が議長となり開会。議事録署名人として笠井(ソフトテニス)、中野(東京)両評議員を指名。

議案

第 1 号 平成 22 年度事業計画及び予算について (岡崎専務理事)

平成 22 年度事業計画は、公益法人制度改革への対応が必要となるため、従前の事業計画と構成を変更し、「 . 事業方針」、「 . 事業内容」及び「 . 組織運営及び財政の確立」を柱として作成した。

「 . 事業方針」は、平成 22 年度も「21 世紀の国民スポーツ振興方策 スポーツ振興 2008 」に基づき、国民スポーツのより一層の充実・発展に向けた事業を推進していく。

「 . 事業内容」について、「国民体育大会等開催事業」は、国民体育大会開催事業、日本スポーツマスターズ大会開催事業を、従前通り実施する計画とした。

「地域スポーツ組織育成事業」は、従前同様、総合型地域スポーツクラブ育成事業に取り組むほか、都道府県体育協会組織基盤整備事業を新たに実施する計画とした。

「スポーツ指導者育成事業」は、本会公認スポーツ指導者制度に基づき、指導者養成事業及び研修事業を中心とした諸事業を推進し、スポーツ指導者の養成と資質向上に努めるとともに、その活用及び活動の促進を図ることとした。

「国民スポーツ推進 P R 事業」は、広報資料作成事業、スポーツ情報運

営事業、国民スポーツ推進キャンペーン事業に取り組むこととした。

「スポーツ顕彰事業」は、公認スポーツ指導者顕彰事業、スポーツ少年団指導者顕彰事業、秩父宮記念スポーツ医・科学顕彰事業、日本スポーツグランプリ顕彰事業を、従前同様実施する計画とした。

「スポーツ国際交流事業」は、アジア地区スポーツ交流事業及び日独スポーツ交流事業を、従前同様、実施する計画とした。

「青少年スポーツ育成事業」は、スポーツ少年団の更なる発展を図る諸事業を推進するとともに、青少年層のスポーツ参加の促進を図る事業を通じ、子どもの体力向上に寄与する計画とした。

「スポーツ医・科学研究調査事業」は、スポーツ医・科学研究事業としての諸事業を実施する他、ドーピング検査等実施事業として、国民体育大会ドーピング検査を、日本アンチ・ドーピング機構及び加盟団体と協力し継続実施するとともに、日本アンチ・ドーピング機構及び都道府県体育協会と連携して、ドーピング防止教育・啓発活動を推進していくこととした。

「日本体育協会特別記念事業」は、平成23年に本会創立100周年を迎えるにあたり、記念事業の実施に向けた準備を進めるとともに、記念事業の一環として、日本オリンピック委員会との共催により地域シンポジウムを全国3会場で実施する計画とした。また、日本スポーツ少年団が平成24年に創設50周年を迎えるにあたり、記念行事等の準備を進める計画とした。

「スポーツ会館管理運営事業」、「マーケティング事業」、「出版物等販売事業」は各事業に取り組むこととした。

「その他本会が推進する事業」は、本会と関連する各種団体と連携・協力して各事業に取り組むこととした。

「組織運営及び財政の確立」は、「生涯スポーツ社会の実現」に向け、各事業の推進にあたり、本会内に設置した各委員会を中心に事業の企画・立案、実施方法等の確立を図るとともに、各種事業の遂行に際しては、加盟団体、日本オリンピック委員会をはじめとする各スポーツ・体育関係団体とも、より一層の連携を図る。一方、現在の社会状況の下、財源の確保が非常に難しい状況であることから、国、JKA、日本馬主協会連合会、日本スポーツ振興センター、財界等へ本会の推進する諸事業の重要性について、より理解を得るための働きかけを積極的に行い、できる限りの援助を強く要請することとしている。更に、公益法人制度改革への対応として、平成22年度中に移行認定申請の手続きを完了させるため、定款の作成、公益目的事業の区分の整理などに取り組むこととした。

平成22年度予算案について、総括的な説明として参考資料をもとに、次のとおり説明。

収入の部の「補助金等収入」は、事業仕分けの影響を受け、「国庫補助金収入」において、スポーツ指導者養成事業の内、2事業がゼロ査定となり、3千3百万円強の減額となった。「文部科学省委託金収入」において、「子どもの体力向上事業」の拡充等により5千9百万円強の増額となった。「スポーツ振興くじ助成金収入」において、「総合型地域スポーツクラブ自立支援事業」等の拡充を図ったことなどにより5億2千7百万円強の増額となり、21年度に対して総額で5億6千1百70万6千円増の29億8千3百83万4千円を計上。

「寄付金収入」は、「一般寄付金収入」において創立100周年記念事業の寄付金募集を新たに始めること等により3千8百万円強の増額を見込んでいるが、「財界等寄付金収入」において、東京オリンピック・パラリンピック招致寄付金が終了したことなどにより、4億6千1百7万1千円減の7億4千7百65万1千円を計上。

「特定資産運用収入」は、平成21年度の運用実績を考慮し、3百75万3千円減の3千2百59万1千円を計上。

「登録料収入」は、スポーツ少年団登録料収入の平成21年実績を考慮し、4百10万円減の7億6千9百35万円を計上。

「事業収入」は、事業負担金収入において「総合型地域スポーツクラブ自立支援事業」のクラブ負担金の増額、「国民スポーツ推進キャンペーン協賛金収入」の増額を見込んだことにより、総額で1億8千7百69万8千円増の15億9千8百56万1千円を計上。

「特定資産取崩収入」は、創立100周年記念事業の一環として「都道府県体育協会組織基盤整備事業」を新規に実施すること等により、特別事業引当特定資産を取崩すことから、総額で9千1百91万5千円増の3億6百21万5千円を計上。

以上、平成22年度収入総額は、21年度に比して3億7千2百39万5千円増の65億1千4百53万7千円とした。

支出の部の「事業費」の予算額は、21年度に対して総額で1億4千99万9千円増の56億8千2百31万1千円を計上。

「生涯スポーツ関係事業費」は、スポーツ振興くじ助成事業の「総合型地域スポーツクラブ自立支援事業」の拡充などにより、4億5千9百16

万5千円増の22億9千2百85万2千円を計上。

「スポーツ指導者育成関係事業費」は、国庫補助金収入の減額に伴う各種養成講習会の事業実施形態を見直したことにより、1千5百8万6千円減の7億3千4百57万1千円を計上。

「国際交流関係事業費」は、日・韓・中ジュニア交流競技会が中国開催(派遣)のために渡航費が増額すること等により、1千5百15万5千円増の3億9千8百79万9千円を計上。

「子どもの体力向上事業費」は、従来のトップアスリート派遣指導事業を「スポーツ選手活用体力向上事業」として実施規模の拡充を図ったこと等により、総額で1億5千9百1万5千円増の2億7千2百46万5千円を計上。

「寄付金交付事業費」は、東京オリンピック・パラリンピック招致活動等への交付指定寄付金の取扱いが平成21年度をもって終了したことにより、5億1千万円減の5億4千67万5千円を計上。

「創立100周年記念事業」は、全国3会場で地域シンポジウムを実施すること、新たに都道府県体育協会組織基盤整備事業費を計上したこと等により、1億3千7百5万円増の1億5千9百25万円を計上。

「管理費」は、会館管理費等でボイラー修理費を増額計上したが、人件費及び法定福利費を関係事業費に配分する比率を見直したこと、定年退職者数が平成21年度より減となったこと等により、平成21年度とほぼ同額の6億4百32万6千円を計上。

以上により、平成22年度支出合計は、21年度に対して2億6千5百48万3千円増の65億1千4百53万7千円となった。

また、事業執行にあたり、国庫補助事業特別会計及び公営競技等補助事業特別会計の事業費を合わせると40億円を超す事業費総額となることから、平成22年度期中における本会運転資金の不足が見込まれるため、この対応準備として銀行短期借入金限度額について、平成21年度より2億円増の20億円としたい旨併せて説明し、平成22年度事業計画及び予算、短期借入金限度額について諮り、原案どおり承認。

第2号 会長選考委員会の設置について

(岡崎専務理事)

本会が平成23年4月1日に公益法人への移行登記を目指すにあたり、平成22年8月に予定している移行認定申請時に、新たに作成する定款に会長をはじめとする役員及び評議員を記載しなければならないため、平成22年第1回評議員会において、平成23年4月1日からの新しい役員を

選任する必要がある。

については、「評議員及び役員選任規則」に基づき、平成23年度からの会長の候補者推薦のための会長選考委員会を設置したい。また、選考委員会のメンバーは、本会幹部役員、加盟競技団体および都道府県体育協会代表者等数名にて構成し、その人選については、会長、3副会長、専務理事、2常務理事に一任いただきたい旨を諮り、これを承認。

報告事項

会務関係

(岡崎専務理事)

(1) 新公益法人制度への対応について

新公益法人への移行の対応については、総合企画委員会及び企画部会で検討を行うとともに、本会事務局、内閣府公益認定等委員会事務局及び文部科学省競技スポーツ課との間で協議を重ねてきた結果、内閣府に対し、平成22年8月中に移行認定申請を行い、「平成23年4月1日に新公益法人への移行登記を完了」することを目指して、移行に係る作業・手続き等の準備を進めていく。

「平成23年4月1日に、新公益法人への移行登記完了」を目指すには、法令により、移行と同時に就任する最初の評議員、理事及び監事を選任する必要があるが、「移行後、最初の評議員」は、「最初の評議員の選任方法」に基づき、評議員選定委員会を設置し、本年6月初旬まで選任する。「移行後、最初の理事及び監事」の選任は、現行の寄附行為に基づき、平成22年度第1回評議員会において選任する。なお、それぞれの任期は「評議員は、平成23年4月1日から平成27年6月開催の定時評議員会の終結の時まで」、「理事及び監事は、平成23年4月1日から平成25年6月開催の定時評議員会の終結の時まで」となる。

今後のスケジュールとしては、去る3月10日開催の第7回理事会において、「評議員及び役員選任規則」の制定及び「会長選考委員会」の設置について承認を得た。そして、本評議員会においても「会長選考委員会」の設置の承認を得た。平成22年度に入り、4月から6月初旬までに開催する評議員選定委員会にて「移行後、最初の評議員」候補者の選考並びに評議員の選任を行う。また、会長選考委員会についても、4月から6月初旬までに開催し、「移行後、最初の会長」候補者の選考を行うこととしている。

更に、平成22年度第1回評議員会では、「選任した評議員の報告」、現行寄附行為に基づき「移行後、最初の会長の推挙」を行った後、第3回

理事会を開催し、「移行後、最初の会長」を選定する。その後、評議員会を再開し、「移行後、最初の会長の選定報告」、「移行後、最初の理事及び監事の選任」を行う。平成22年8月には、本会から内閣府へ移行認定申請を行い、内閣府公益認定等委員会において審査が行われ、平成23年3月中旬に「認定処分（移行認定）」を受ける。認定処分後、2週間以内となる4月1日に移行登記を完了する運びである。

また、「公益財団法人への移行に伴う評議員及び役員の選任」については、現在、新たな定款が定まっていない状況において、「移行後、最初の評議員の選任方法」、「移行後、最初の理事及び監事の選任方法」を定める必要がある。この度、これまで本会が定める「役員選任規則」を基に、「公益法人の最初の評議員及び役員の選任に関する事項」であること、評議員候補者の推薦区分・人数を定めること、理事候補者は「移行後、最初の評議員」から推薦すること、役員定年制を従前同様定めるが、幅広く会長の人選を行うために、会長については定年制を適用しないことができること等を定めた「評議員及び役員選任規則」の制定についても、去る3月10日開催の第7回理事会において承認された旨を報告。

(2) 本会資産の対応について

本会は資産として「基本財産」の10億100万円、「特定資産」および土地等の「その他の固定資産」等を保有しており、管理・運用については、経理規程に基づきポートフォリオを考慮して管理・運用を行っている。運用益は、投資有価証券を中心に平均利回り年2%程度であり、本会の自己財源事業の経費に充当している。

「基本財産」（満期保有目的の有価証券）は、日本航空システム第1回社債（以下、JAL社債）をはじめとする10種程度の投資有価証券にて管理しており、JAL社債は平成15年12月に1億円にて購入し、平成25年12月の満期まで保有することとしていた。

しかしながら、JALの深刻な経営悪化に伴い、JAL社債についてもその価値が大きく目減りすることが予想される事態となったことから、文部科学省および本会契約監査法人と相談の上、「基本財産」として保有していたJAL社債を、売買目的有価証券である「特定資産」として保有していた定期預金と振替える会計処理を、指導監督基準に基づき適正に行った。

JALは、本年1月19日、会社更生手続開始の申し立てを行い、企業再生支援機構の支援の下で再建を目指している状況であり、2月20日付

けで100%減資となり、本会は社債権者として更生会社となったJALに対して更生債権の届出を行った。企業再生支援機構の再建計画では、社債の弁済率は約17%程度となることが報道され、現段階では最終的に1千7百万円程度が弁済されることが予想される。

今後、引き続き1千7百万円より高値で売れる場合は売却を考えているが、それ以外の場合はそのまま保管し続け、弁済期日・弁済額・弁済方法が確定するまで保管することとする。

また、本年度の決算処理においては、監査法人と証券会社等と確認し、年度末時価評価を行い、「特定資産評価損」について、現状であれば8千3百万円を計上することとし、平成21年度決算で報告する予定である旨を報告。

(3) 創立100周年記念事業について

本会が平成23年に創立100周年を迎えるにあたり、本会と同様に100周年を迎える日本オリンピック委員会と共に、様々な創立100周年記念事業を実施する予定である。また、永きにわたり両団体に対し、支援、協力いただいている多くの関係者とともに、100周年の慶事を祝いたいと考えている。この100周年を広くアピールしていくため、これまでに、スローガン「日本のスポーツ100周年 誇れる未来に あらたな一歩」を平成20年度に決定した他、「日本のスポーツ100年」という言葉を使用したロゴ・シンボルマークを平成21年度に決定した。これらのスローガン及びロゴ・シンボルマークについては、今後、積極的に活用し、日本のスポーツ100年をPRしていく計画としている。

本会と日本オリンピック委員会が共催で行う主な記念事業として、祝賀式典を平成23年7月16日(土)にグランドプリンスホテル新高輪で開催する。また、「日本のスポーツ100年“これまで”と“これから”」を共通テーマとし、平成22年度に福島、京都、広島の3会場において地域シンポジウムを開催、その地域シンポジウムの総括となるシンポジウムを平成23年7月15日(金)に東京において祝賀式典に合わせて開催する。

その他、記念誌の発刊等の各種事業を実施するとともに、記念事業と並行して平成22年度より両団体共同で寄付金の募集を予定している。

また、本会と日本オリンピック委員会では、単独での100周年記念事業も実施することとしており、本会では平成21年度に小・中学生「絵画・作文コンクール」を実施し、入賞・入選者を決定した。

これら事業の立案・計画については、これまで準備委員会を設立し鋭意準備を進めてきたが、平成22年3月末をもって準備委員会を発展的に解消し、4月から本会・日本オリンピック委員会合同の創立100周年記念事業実行委員会を設置する旨を報告。

以上の諸報告をいずれも了承後、次回評議員会は、6月16日(水)13時から品川プリンスホテルにて開催し、新公益法人制度への対応のため役員改選を行うこと、従前同様、秩父宮記念スポーツ医・科学賞表彰式を行うことを報告。その後、森会長より任期満了により平成23年3月31日をもって会長職を退任する旨の表明があり、14時50分閉会。